

橿原市子育て世帯訪問支援事業 委託事業者募集要項

1. 目的

橿原市では、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする子育て世帯訪問支援事業を実施します。

つきましては、橿原市子育て世帯訪問支援事業委託事業者登録要綱に基づき、事業を委託する事業者を募集します。

2. 委託事業の内容等

(1) 業務名

橿原市子育て世帯訪問支援事業業務

(2) 業務内容

別紙「橿原市子育て世帯訪問支援業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料

訪問支援を実施した場合

利用者負担ありの場合 1時間あたり 2,700円

利用者負担なしの場合 // 3,000円

交通費 1回あたり 930円

利用者都合により前日17時以降にキャンセルした場合

利用者負担ありの場合 1回あたり 1,200円

利用者負担なしの場合 // 1,500円

(令和8年度橿原市子育て世帯訪問支援業務仕様書 8.(2)①～③の理由におけるキャンセルについては利用者負担ありの場合でも1,500円)

3. 所管課

橿原市 こども部 こども家庭課

住所 奈良県橿原市内膳町1丁目1-60

電話 0744-47-3707

FAX 0744-25-2221

メール kodomokatei@city.kashihara.nara.jp

4. 応募資格

事業の実施に対して意欲を有し、かつ、児童福祉に理解を持つ事業者であって、次に掲げる(1)(2)の要件を満たす事業者とする。

(1) 次のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者であり、同法第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業者
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であり、同法第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業者
- ウ 居宅を訪問する事業において、本事業と同内容の事業実績があり、当該事業所での事業開始から1年以上の実績がある事業者

(2) 次のアからケ全ての要件を満たすこと

- ア 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる法人であること
- イ 本事業の実施のために派遣可能な従事者を有していること
- ウ 実施要綱第4条に規定するいずれかの支援を提供することができること
- エ 事業責任者として、常勤の職員（兼務可）を配置できること
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- カ 檀原市入札参加資格停止要綱（平成14年告示第208号）第2条第7号の入札参加資格者である場合、同要綱第3条による資格停止を受けていない者であること
- キ 檀原市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条に掲げる暴力団員または暴力団または暴力団員等のいずれにも該当しないこと、および檀原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年告示第175号）第5条による排除措置を受けていない者であること。
- ク 納税義務者にあっては、市税等を滞納していないこと。
- ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全でないこと。

5. 応募書類

下記の書類及び添付書類を1部提出すること。

(1) 「4. 応募資格」(1) ア、イに該当する事業者

- ① 檀原市子育て世帯訪問支援事業者登録（延長）申請書（様式第1号）
- ② 事業者概要（様式第2号）
- ③ 指定通知書の写し
- ④ 従事者名簿（様式第4号）

- ⑤ 納税義務者にあつては、市税等を滞納していないことを証する書類
 - ⑥ 定款又は登記事項証明書
 - ⑦ その他市長が必要と認める書類
- (2) 「4. 応募資格」(1) ウに該当する事業者
- ① 檀原市子育て世帯訪問支援事業者登録(延長)申請書(様式第1号)
 - ② 事業者概要(様式第2号)
 - ③ 家事支援又は育児支援の実績がある法人に関する事項(様式第3号)
 - ④ 従事者名簿(様式第4号)
 - ⑤ 納税義務者にあつては、市税等を滞納していないことを証する書類
 - ⑥ 定款又は登記事項証明書
 - ⑦ その他市長が必要と認める書類

6. 質疑について

本事業に関する質疑については、以下のとおりとします。

(1) 受付方法

所管課までメールで提出してください。

メールの件名は「檀原市子育て世帯訪問支援事業業務委託(質問)」としてください。

メールには、質問内容に加えて、連絡先と担当者を必ず記入してください。

(2) 回答方法

質問者へメールもしくは電話で連絡します。

7. 契約手続き等

(1) 提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を檀原市子育て世帯訪問支援事業登録事業者として登録し、契約を締結します。結果は、申請者に通知します。

(2) 契約書案は所管課で作成します。

8. その他留意事項

(1) 申込書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出された書類の返却は行いません。